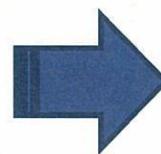


ポイント②(保育サービス)

利用者（子ども）中心

潜在化した需要を顕在化



利用者への例外のないサービス保障

※必要な子どもに例外なく保育サービスを受ける地位の付与（認定）

サービス選択可能な仕組み

※市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約

○ 市町村の実施責務を法制度上明示

- ①例外ない公的保育サービスの保障責務、②質の確保された公的保育サービスの提供責務、③適切なサービスが確実に受けられるようにする利用支援責務、④保育サービス費用の支払義務

○ 例外のない保育サービス保障（潜在需要を顕在化）

- 保護者の就労形態を問わず、「保育が必要な」子どもに例外なく保育サービスを受ける地位を付与（「保育に欠ける」という仕組みの見直し）。
- 利用者が希望する保育サービスの利用開始までの間、市町村は多様なサービスメニューの中から補完利用できるようにすることが必要。

○ 市町村が、客観的な基準に基づき、保育の必要性・量を認定

※併せて優先的利用確保についても、市町村が認定する仕組み。

- 必要量は、3歳未満の子どもには週当たり2～3区分を月単位で設定、3歳以上の子どもには区分なしを基本。
- 虐待事例などは市町村の斡旋等により適切に受け入れ。

○ 利用者と保育所が公的保育契約（サービス選択可能な仕組み）

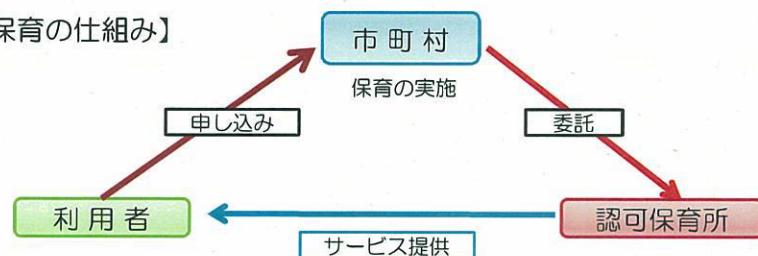
※現行の市町村から保育所に委託する仕組みを見直し、公の財政事情等によってサービス抑制が働く仕組みへ。

- 利用者（子ども）中心の視点に立ち、市町村の実施責務の下、利用者と事業者の公的保育契約を締結し、サービスを提供。
- 市町村において子育て支援全般に係るコーディネート機能や苦情解決の仕組みが必要。

○ 利用者に対し利用したサービスを費用保障（給付） + 保育所等による法定代理受領

- 年齢、地域、規模、時間帯などに応じた単価設定（公定価格による質の保障と安定的事業運営への配慮）。
- 保育料は保育所等に納付することを基本に、保育料の滞納には市町村が利用者からの保育料の納付に関与する仕組みを検討。

【現行の保育の仕組み】



【新たな保育の仕組み】 (イメージ)

